

高鍋町告示第41号

令和6年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月30日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和6年9月5日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

○9月9日に応招した議員

同上

○9月10日に応招した議員

同上

○9月11日に応招した議員

同上

○9月24日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和6年 第3回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年9月5日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- （1）議長の会務報告
 - （2）議員派遣の報告
 - （3）常任委員会行政調査の報告
 - （4）本省要望の報告
 - （5）例月現金出納検査結果報告
 - （6）町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕
- 日程第5 報告第3号 令和5年度高鍋町一般会計継続費精算について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第7 報告第5号 令和5年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第8 報告第6号 令和5年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第9 同意第6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第50号 令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 認定第1号 令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について

- 日程第18 認定第7号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第8号 令和5年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第20 認定第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第52号 町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について
- 日程第22 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第55号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第56号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第57号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第58号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第59号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 令和5年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- （1）議長の会務報告
 - （2）議員派遣の報告
 - （3）常任委員会行政調査の報告
 - （4）本省要望の報告
 - （5）例月現金出納検査結果報告
 - （6）町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕
- 日程第5 報告第3号 令和5年度高鍋町一般会計継続費精算について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第7 報告第5号 令和5年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第8 報告第6号 令和5年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第9 同意第6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第50号 令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 日程第12 認定第1号 令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第7号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第8号 令和5年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第20 認定第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第52号 町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について
- 日程第22 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第55号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第56号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第57号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第58号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第59号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 令和5年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

出席議員（13名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 日高 正則君 | 2 番 | 森崎 英明君 |
| 3 番 | 橋 重文君 | 5 番 | 春成 勇君 |
| 6 番 | 児玉 秀人君 | 8 番 | 田中 義基君 |
| 10 番 | 森 弘道君 | 11 番 | 加藤 秀文君 |
| 12 番 | 檜原 富子君 | 13 番 | 松岡 信博君 |
| 14 番 | 緒方 直樹君 | 15 番 | 古川 誠君 |
| 16 番 | 永友 良和君 | | |

欠席議員（1名）

- 7 番 中村 末子君
-

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	奥村 昌美君	代表監査委員	三輪 見敏君
農業委員会会長	坂本 弘志君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		横山 英二君	
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	岩佐 康司君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和6年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。

令和6年第3回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る9月2日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席の5名、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕、報告第3号令和5年度高鍋町一般会計継続費精算について外報告が3件、同意第6号教育委員会委員の任命について、議案第50号令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第51号令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について外認定が8件、議案第52号町

道認定路線の廃止及び町道路線の認定について、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について外条例の一部改正が1件、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）、議案第56号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）外特別会計補正予算が2件、議案第59号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）の合計25件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めましたところ、質疑はなく、その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日9月5日から9月24日までの20日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、田中義基議員、10番、森弘道議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、常任委員会行政調査の報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。総務厚生常任委員会の行政調査報告をさせていただきます。

日時は7月4日から5日までの2日間、委員7名、事務局1名の計8名で、岐阜県岐阜市において取り組まれている自動運転G I F U HEART BUSと嚶鳴協議会呼びかけ自治体であります愛知県東海市を調査先として研修してまいりました。

まず初日の4日は、本町における今後の、いわゆる交通弱者、買物弱者への救済策、また、高齢ドライバー問題の対応策について、何らかの参考にならないかと考え、国内で唯一、中心市街地での走行実証実験を続けておられる岐阜市の自動運転バスG I F U HEART BUSについて視察研修を行いました。あらかじめ乗車予約をしておいたこのバスに、岐阜駅から市役所まで20分ほど試乗させてもらった上で、用意していただいた会場に向かい、岐阜市の職員の方から説明を受けました。

都市建設部長の太田氏から、まず、この自動運転バス導入に関する取組を説明するのに不可欠として、岐阜市の都市計画まちづくりについて話をもらいました。名古屋市のベッドタウンとして成長してきたが、岐阜駅、岐阜公園などの幾つかの拠点を設け、その点と点をつなぎながら、併せて面的な都市の再開発を行うことを計画し、それが今、三十数年かけて完成に近づいている。その経緯の中で、より以上の集客を呼び込む起爆剤としての幾つかの事業の取組を検討し、その1つが、この自動運転バスであるとのことでした。

このバスの導入に至るまでの経緯ですが、令和元年度に岐阜市公共交通自動運転技術活用研究会を設立し、国交省のスマートシティモデル事業重点事業化促進モデル事業に、そして内閣府の近未来技術等社会実験事業に選定され、令和2年度に自動運転実証実験を開始。令和5年度から、中心市街地では全国初となる自動運転バスG I F U H E A R T B U Sの5年間の継続運行がスタートしたとのこと。運行主体は岐阜市。その運行管理を公募型プロポーザルで選定された株式会社B O L D L Yに、オペレーションを株式会社岐阜乗合自動車と株式会社日本タクシーに、それぞれ役割を分け実施しておられます。これから先は、県や警察なども巻き込みながらルートを増やし、さらなる技術開発やビジネスモデルの構築を目指していくとのことでした。

令和5年度からはレベル2からレベル4への段階的なアップ実現へ向け取組を行い、完全自動右折の実現、信号協調装置整備、予約システムの利便性向上などの走行環境の整備のための技術の検証を行っていかれるようです。

併せてバス停の拡充や水戸岡鋭治氏のデザインを宣伝し、全小学校児童への体験乗車などによって、これまで以上の社会受容性の向上を目指していくとのことでした。

岐阜市は、コミュニティバス、デマンド型タクシーも充実しているように思われますが、人口減少や高齢化、高齢ドライバーの問題等があらわになった頃から、いち早く自動運転バス導入に向けて取り組んでこられたようです。そのおかげで、結果、この実証実験に必要な車両導入経費、システム関連経費、信号機整備費、A I カメラ、センサーなど、インフラ整備経費など多くが国費等で賄われてきており、今後5年間の継続運行経費も自己財源の持ち出しはないとのことでした。

説明後に、ふだんは休日しか運行していない岐阜市役所から長良川沿いの川原町の古い町並みや御鯰街道を周回する観光コースを特別に運行していただき、その面白さ、すばらしさを体感させてもらいました。

当町では、デマンドバスの運行、近隣町とのコミュニティバス運行が始まったばかりですが、これからの自動運転バスの導入については無理があるとは思われますが、岐阜市のように取組の仕方によっては早い者勝ちで財源までついてくる何らかの新たな事業に取り組める可能性があるかもしれないことを念頭に、今後の計画を進めていく必要があることを痛感いたしました。

2日目の5日は、当町と姉妹都市を結んでいる米沢市との関係で、現在、交流を深めている愛知県東海市に表敬の意図を持って訪問してきました。当町も参加している嚶鳴協議

会を呼びかけた中心自治体であります。東海市は、江戸時代の偉大な学者の一人である、その時代に大きな影響を与えた細井平洲先生の生誕の地です。その平洲先生は嚶鳴フォーラムの名称の基となった嚶鳴塾の創設者でもあり、米沢藩主、上杉鷹山公の師匠として、その政治や教育に大きな影響を与えた学者として尊敬され、深く顕彰されております。その生き方、考え方について、担当の職員の方から平洲記念館や郷土資料館、芸術劇場、嚶鳴広場を案内いただき説明を受けることができました。

その東海市、面積は高鍋町とほぼ同じ43.43平方キロメートル、人口は約11万人で、鉄鋼基地を加えた工業都市としての姿を見せていますが、一方ではフキ、洋ランの生産地でもあり、農業地域としての一面もあるようです。特徴的なのは、歳入の約半分が市税で構成されており、交付税の不交付団体であることで、芸術劇場や嚶鳴広場の入ったユウナル東海、そのほかの建物などの立派さには不交付団体の財政力のすごさを目の当たりにし、委員一同、驚きを感じた次第でした。

以上、総務厚生常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 次に、文教産業建設常任委員会行政調査の報告を求めます。本報告につきましては、本日、委員長が欠席でありますので、副委員長が行います。副委員長、加藤秀文議員。

○文教産業建設常任委員会副委員長（加藤 秀文君） 11番、加藤秀文でございます。おはようございます。

第2回定例議会において、文教産業建設常任委員会は閉会中行政調査を認められましたので、これを報告いたします。

なお、報告書作成に当たり、各委員の報告書内容を織り混ぜて作成いたしました。

日程、人員は、6月27日、28日の2日間、委員6名、事務局1名の計7名です。

今回の目的は、京都市立岩倉北小学校で4年前から取り組まれているチーム担任制の調査、2つ目は大阪中央卸売市場での宮崎県青果物の現状と位置づけ及び今後の課題の調査です。

6月27日木曜、京都市立岩倉北小学校では、学校の教育方針「自走自在」を掲げられ、新たな学校づくりとしてチーム担任制を3年間実践されています。自走とは、自分で考え、自分で決め、自分で行動し、自分で振り返るという一連の自立した行動、自在とは、常に自分を持って、他人に起こったことを偏見や垣根なしに自分事として考えるという自覚的な意識を持つことを教育方針として実践されています。

次に、チーム担任制とは、例えば1学年2クラスを3人の教員が担当することで、従来の1クラスを1人の先生が担当する固定担任制ではないという点が、新たな学校づくりへの取組となっています。このチーム担任制は、現在、京都市内で広がりを見せ、今年は27校で導入されています。

チーム担任制の目的は、全職員で全校生徒を見つめる仕組みで、児童1人1人を複数の目で多面的に理解し、複数の手で多様な関わり合いを持ちながら隣のクラスとの隔たりを

なくすことで、児童の心の安心と相互の信頼関係を築く取組です。

また、担任については、1つの学級を1人で担当するのではなくチームで担当するため、通常業務の負担軽減につながることを目的としているようです。

なお、チーム担任制は、各学年の課題を解決するために、校長が職員の意見を聞きながら柔軟な発想で進めていくことが重要であることも理解できました。これらの取組から、閉鎖的な学級づくりや人間関係の閉塞感をなくすことを課題として取り組まれています。

現在、全国的な少子化と言われる中、マンモス小学校での取組は不可能だと考えますが、本町の学校の児童数ならば、このような方針の下、チーム担任制は可能ではないかと考えました。短時間の滞在でしたが、授業も見学でき、児童は伸び伸びと真剣に授業に参加している様子を見て、うれしい気持ちになりました。

また、若い先生がほとんどで、校長先生同様、固定観念にとらわれず柔軟な発想で学校運営に携わっているようでした。今後、転勤などでそれまでの担任が学校を去った後、後任となる先生がどう引き継いでいけるのかなど、人事的に解決しなければならない課題はあると思いますが、ぜひ本町でも、この事例を基に取り組んでいただきたいと思います。

次に、6月28日金曜、大阪市中央卸売市場について報告いたします。

この市場は国内で3本の指に入る敷地の広さで、産地から計画的な集荷に努め、公正な値決めを行い、消費者に安定供給を行う生鮮食品流通において中心的な役割を担っており、国内産野菜の70%を卸売市場で経由・流通させているようです。

ここでの宮崎県野菜の取引額での位置づけは、取引先30の県別中、平成1年6位、平成15年12位、令和1年12位、令和5年12位となっているようです。

当日、市場に事務所のある大阪中央青果株式会社常務取締役、木下氏の話の中で、今後の農業でますます重要なことは、品質、良いものを、量、定量を継続、安定して出荷すること、また、市場イコール消費者が何を望んでいるのか、その情報を徹底して集めることが必要、さらに、機械化できない作物づくりにチャンスがあることも教えていただきました。

大阪中央青果では、生産地宮崎県及びJAみやざき児湯支部とも20年以上の信頼関係がありますので、今後とも協力したいと話されていました。

また、木下氏からの要望として、東国原氏が宮崎県知事であった時代、マンゴーを中心にみやざきブランドが確立され、それ以後もブランド価値は維持されている。このことから、地元高鍋町の農産品の価値を高めるには行政の協力が必要、行政トップがスーパーセールスマンとして来所していただければ、市場関係者及び取引先に対してよい影響を与えますので、ぜひおいでいただきたいとのことでした。このことから、たかなべブランドが確立できる足掛かりになるのではないだろうかと考えました。

以上、報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、常任委員会行政調査報告を終わります。

次に、本省要望の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これ

により報告いたします。

次に、例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告いたします。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。令和6年6月1日から8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、健幸アンバサダー養成講座についてでございますが、6月23日日曜日、健康に関する正しい知識などを身近な人に伝える健幸アンバサダーを養成することを目的に、たかしんホール作業室において開催いたしました。健康に関する正しい情報を口コミで広げる伝道師の役割を担う健幸アンバサダーを養成していくことで、町民が健康で幸せな生活を送ることができるような社会の実現に寄与するものと期待しております。

次に、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化要望活動についてでございますが、6月24日月曜日、日本放送協会（NHK）において要望活動を行いました。担当センター長に御対応いただき、上杉鷹山公を中心としたNHK大河ドラマの実現を要望いたしました。今後も、ドラマ化の実現に向け、積極的に活動してまいりたいと考えております。

次に、特別展、高鍋町美術館「開館25周年記念 フォーエバー現代美術館コレクション 草間彌生展」についてでございますが、7月13日土曜日から9月23日月曜日まで、高鍋町美術館において開催しております。フォーエバー現代美術館が所蔵するコレクションの中から草間彌生氏による油絵、水彩画、アクリル画、版画作品約30点を展示しております。世界を舞台に活躍する同氏の魅力を十分に感じていただけるものと考えております。

次に、高鍋町消防団代表操法技術披露会についてでございますが、7月20日土曜日、高鍋商工会館駐車場において開催いたしました。団員の負担軽減のため、町消防操法大会から形式を刷新し、3回目の開催となりました。各部から選出された要員で構成される小型ポンプ、小型ポンプ積載車及びポンプ自動車、各部門の代表チームが出場し、機敏な動きで日頃の訓練の成果を存分に発揮していました。また、各部門の操法披露の合間にはラップ隊による吹奏も行われ、会場を盛り上げていただきました。

今後も引き続き消防団員の環境改善に努め、団員の確保を図り、地域防災力の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、高鍋町地域力創造アドバイザー委嘱状交付式についてでございますが、8月1日木曜日、高鍋町役場において執り行いました。高鍋町地域資源循環アドバイザーとして、LOCAL BAMBOO株式会社代表取締役の江原太郎氏を委嘱し、オーガニックタウンの特色強化、地域資源循環の推進及び農育・食育の推進等に関する指導、助言を得ながら、有機農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、その他の政務については、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月24日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの20日間と決定いたしました。

日程第4. 議案第49号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕について、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、東小学校第2棟の空調機が故障し、修理不能となったことに伴い、リースによる空調機を設置するための予算及び高鍋総合運動公園野球場改修工事実施設計予算について、国の設計業務報酬基準の改正等に伴い、委託費が増額となり予算の不足が見込まれ、いずれも緊急性が高いことから、当該事業に要する予算を確保するための補正予算を調整することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月12日付で、やむを得ず専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、令和6年度一般会計補正予算（第5号）であり、今回の補正は歳入歳出それぞれ927万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億2,754万2,000円とするものでございます。歳入は、県支出金、財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続きまして、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

補正予算書8、9ページを御覧ください。

教育費、小学校費、学校管理費につきましては、東小学校第2棟の空調機が故障し、修理不能となったことから、教育環境の確保を図るため、窓への設置が可能なウインドクーラー16台をリースにて調達し、設置するものでございます。リース期間は、2学期が始まる8月26日から10月25日までの2か月間を予定しております。

次に、教育費、保健体育費、体育施設費でございますが、当初予算に計上した高鍋総合運動公園野球場改修工事实施設計予算につきまして、国の設計業務報酬基準の改正等に伴い委託費が増額となり、予算の不足が見込まれております。当該野球場は、令和9年、宮崎県での開催が決定した第81回国民スポーツ大会、成年男子、軟式野球大会の会場として使用されることから、改修工事に向けた設計を速やかに実施するため、所要額を計上したものでございます。

補正予算書6、7ページを御覧ください。

教育費県補助金、国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金につきましては、大会の円滑な運営に資するため、競技施設の整備事業を実施する市町村に交付されるもので、工事設計委託料の増額により見込まれる額を計上いたしました。

次に、財政調整基金繰入金につきましては、予算の調整財源として計上したものでございます。

詳細説明は以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 報告第3号

日程第6. 報告第4号

日程第7. 報告第5号

日程第8. 報告第6号

○議長（永友 良和） 日程第5、報告第3号令和5年度高鍋町一般会計継続費精算についてから、日程第8、報告第6号令和5年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況

の点検及び評価等についてまで、以上４件を議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第３号令和５年度高鍋町一般会計継続費精算についてから、報告第５号令和５年度高鍋町公営企業資金不足比率についてまで、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第３号令和５年度高鍋町一般会計継続費精算についてであります。令和４年度及び５年度の２か年度継続事業として実施いたしました。防衛施設周辺道路改修等事業が終了しましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により継続費精算報告書を調整し、御報告するものでございます。

次に、報告第４号令和５年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率につきまして御報告するものでございます。４つの健全化判断比率のいずれかが、括弧書きで記載しております早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないと規定されておりますが、本町におきましては、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。

次に、報告第５号令和５年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である２０％以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないと規定されております。本町におきましては、水道事業会計、下水道事業会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、３件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（奥村 昌美君） 教育長。報告第６号令和５年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により提出するものでございます。

日程第９．同意第６号

○議長（永友 良和） 日程第９、同意第６号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第６号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の小泉桂一氏が令和６年１１月３０日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに榎本憂子氏を同委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 英二君） それでは、略歴を御紹介いたします。

氏名、榎本憂子、生年月日、昭和57年9月25日、41歳、現住所、高鍋町大字上江817番地、最終学歴、平成17年3月、長崎県立大学経済学部経済学科卒業、職歴等、平成17年11月、宮崎市立本郷小学校教育アシスタント、平成19年4月、宮崎県立宮崎中央支援学校寄宿舎指導員、平成24年4月、同上非常勤職員、平成24年10月、同上退職、現在に至っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。今、略歴が報告があったんですけど、平成24年の10月に退職されておりますが、それ以後、何かされていなかったんでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。特に何もされていなかったというふうに伺っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第6号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第6号教育委員会委員の任命につきましては、同意することに決定いたしました。

日程第10. 議案第50号

日程第11. 議案第51号

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第 19. 認定第 8 号

日程第 20. 認定第 9 号

日程第 21. 議案第 52 号

日程第 22. 議案第 53 号

日程第 23. 議案第 54 号

日程第 24. 議案第 55 号

日程第 25. 議案第 56 号

日程第 26. 議案第 57 号

日程第 27. 議案第 58 号

日程第 28. 議案第 59 号

○議長（永友 良和） 日程第 10、議案第 50 号令和 5 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 28、議案第 59 号令和 6 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、以上 19 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第 50 号令和 5 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第 59 号令和 6 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 50 号令和 5 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 51 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号令和 5 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第 9 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計決算についてまででございますが、令和 5 年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付すものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 11 億 3 億 5,884 万 7,168 円、歳出総額 10 億 9,696 万 8,877 円、差引き 6 億 6,187 万 8,291 円となっております。

次に、認定第 2 号の国民健康保険特別会計については、歳入総額 2 億 4 億 4,189 万 1,659 円、歳出総額 2 億 7 億 4 億 5 万 8,211 円、差引き 3,443 万 3,448 円となっております。

次に、認定第 3 号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額 5 億 6,846 万 6,780 円、歳出総額 5 億 6,846 万 7 千 80 円、差引き 6,000 円となっております。

次に、認定第 4 号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額 1,043 万

4,000円、歳出総額916万5,335円、差引き126万8,665円となっております。

次に、認定第5号の介護保険特別会計については、歳入総額19億8,680万5,120円、歳出総額18億8,444万4,829円、差引き1億236万291円となっております。

次に、認定第6号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額1,739万5,094円、歳出総額1,669万2,425円、差し引き70万2,669円となっております。

次に、認定第7号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額16万2,102円、歳出総額13万6,516円、差引き2万5,586円となっております。

次に、認定第8号令和5年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

収益的収入総額4億3,362万1,742円、支出総額4億3,004万6,716円で、当年度の純利益は357万5,026円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億円、支出総額3億2,486万4,782円となっております。なお、資本的収入が支出に対しまして不足する額2億2,486万4,782円は、当年度の損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、認定第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

収益的収入総額3億4,646万2,567円、支出総額3億2,377万4,295円で、当年度純利益は2,268万8,272円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額9,103万8,410円に対し、支出総額1億9,622万668円となっております。なお、資本的収入が支出に対しまして不足する額1億518万2,258円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第52号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定についてでございますが、町道大峯村6線の終点の位置が道路付け替えにより変更となるため廃止し、新規認定を行うため、道路法第8条第2項及び道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案は令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係部分について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第54号高鍋町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、高鍋駅利用者の利便性向上を図るため、10月1日から駐車場使用料を無料とすることを含む高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が6月議会で可決されたことを受け、高鍋町手数料徴収条例第2条、別表、高鍋町自動車等駐車場定期駐車

券再発行手数料の項目を削除するものでございます。

次に、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億2,809万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億5,563万7,000円とするものでございます。

補正の主なものについてでございますが、歳出では、令和5年度決算剰余金の一部を財政調整基金への積立金として措置するほか、新型コロナワクチン予防接種事業、企業立地補助金、町単独道路改良事業等の追加及び人事異動等に伴う人件費の調整などを行うものでございます。

財源といたしましては、国県支出金、寄附金、諸収入等でございます。

併せまして、地方債につきまして、単独道路改良事業ほか3件の変更を行うものでございます。

次に、議案第56号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,281万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

次に、議案第57号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出の予算の総額に変更はなく、令和5年度事業費の確定に伴い、歳入の費目間で財源更正するものでございます。

次に、議案第58号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,737万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,993万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、令和5年度事業費確定に伴う国庫支出金等返還金、支払基金返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。歳入は、令和5年度決算に伴う繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に関わる一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第59号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、当初予算第4条に定めた資本的収入を661万円減額し、資本的支出を700万円増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、資本的支出については、高鍋浄化センターの機器の更新に伴う増額、資本的収入については、主に令和5年度下水道事業会計決算の確定に伴い、他会計負担金を減額するものでございます。

以上、19件の議案等につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第29. 令和5年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

○議長（永友 良和） 日程第29、令和5年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果の報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） 代表監査委員。それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和5年度各会計の決算審査及び基金運用状況の審査結果を御報告いたします。

意見書につきましては、タブレットのほうにアップしてありますので、そちらを使って御報告いたします。タブレットのほう、今、開かれると思いますが、令和5年度高鍋町一般会計・特別会計決算審査意見書のほうをお開きください。この意見書ですが66枚からなっておりますので、枚数のほうで言ったほうがいいのかと思いますので、6枚目のほうをお開きください。下のほうにページ数が打ってありますが、ページ数で言えば1ページということになります。

第1、審査の概要ですが、1の審査種類につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づく決算審査及び基金運用状況審査でございます。

2の審査対象ですけれども、こちらのほうに書いてあります8項目ということになります。

審査の期間でございますが、令和6年7月1日から令和6年8月2日までの実質審査日数15日間で行いました。なお、監査基準に基づき職員に対して審査結果の説明を行い、講評に対する弁明及び意見の聴取を行いましたが、弁明及び意見はございませんでした。

4に審査の着眼点及び実施内容でございますが、歳入歳出決算書等につきましては関係法令に準拠して調整されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等、また、基金の運用状況につきましては、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に運用されているか等を主眼とし、歳入歳出決算書、附属書類として提出された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況を示す書類等について審査し、現地調査も実施いたしました。なお、本審査は高鍋町監査基準に準拠して実施いたしました。

5の審査の結果でございますが、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準

拠して調整されており、関係諸帳票をはじめ、その他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

さらに、基金運用状況につきましても基金運用状況を示す計数は正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることを確認いたしました。

それでは、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては意見書を御覧いただきたいと思いますと思いますが、まず、一般会計から報告いたします。結びにつきましては、47枚目、42ページになりますけれども、そちらに記載しておりますが、説明につきましては主要な部分の各表を御覧いただきながら御報告したいと思います。

それでは、まず8枚目、ページ数で言えば3ページになりますが、その第2表を御覧ください。歳入総額Aは113億5,884万7,000円、対前年がマイナスの1億6,840万8,000円、マイナスの1.5%です。歳出総額Bは106億9,696万9,000円、対前年でマイナスの2億2,346万7,000円、マイナスの2.0%となっております。実質収支Eは5億5,386万5,000円の黒字となっておりますが、実質単年度収支Kは5,511万2,000円の赤字となっております。主な要因としては、課税免除が終了した誘致企業による課税額の増加や新規太陽光発電設備の増加による固定資産税の増、また、ふるさと納税寄附金の増があったものの、畜産競争力強化整備事業補助金の減に伴う県支出金の減や、基準財政収入額の増加分が基準財政需要額の増加分を上回ったことによる地方交付税の減が挙げられます。

続きまして、10枚目、5ページですけれども、主要財政指標の推移ですけれども御覧ください。経常収支比率が89.1%、対前年で0.5ポイント減でございます。若干ではあるんですけれども弾力化の方向に動いてはおります。実質収支比率は10.6%、対前年0.1ポイントの増、財政力指数が0.512で、対前年0.014ポイント低下いたしました。公債費比率は7.3%で0.1ポイント悪化しましたが、公債費負担率は11.5%と、0.1ポイント改善しております。

なお、財政の健全化を判断する実質公債費比率は10.9%、対前年1.3ポイント減と改善しており、財政の健全性は保たれているものと判断されます。

続きまして、13枚目、8ページですが、第4表を御覧ください、右のほう、第4表を御覧ください。歳入の財源別分析ですが、歳入のうち、自主財源は歳入総額の44.7%に当たる50億8,262万2,000円で、対前年5億6,978万7,000円、12.6%の増となっており、町税の1億8,377万9,000円増や繰入金の2億6,747万6,000円増が押し上げております。

ちょっと飛びまして、26枚目、21ページになりますが、第17表、左の下のほう、歳入の財源別分析ですが、歳入のうち、自主財源は……すみません、歳出の性質別分析と前年度の比較ですが、義務的経費では、扶助費の対前年2億776万9,000円の増な

どがあり、義務的経費が歳出総額の47.5%に当たる50億7,738万6,000円で、対前年2億2,800万5,000円、4.7%の増となっております。投資的経費では、現年発生災害復旧事業費の減により、災害復旧事業費は対前年減となっておりますが、普通建設事業費が増となっており、投資的経費全体では、対前年4,955万6,000円の増となっております。その他の経費ですが、主なところではプレミアム付き商品券発行事業補助金の減や地方バス路線維持費補助金の減により、補助費等が2億8,713万1,000円の減となっており、その他経費全体では、対前年5億102万8,000円の減となっております。

続きまして、46枚目、41ページになりますけれども、41ページの左の表ですが、基金額の推移になっているんですけど、ちょっと表が小さいので大きくして見ていただくといいかと思います。令和6年5月末の合計残高は55億1,349万8,000円で、対前年975万7,000円増となっておりますが、財政調整基金は対前年マイナス7,340万6,000円、マイナスの4.6%の15億3,767万8,000円となっております。

右隣ですが、結びの(2)総括、下半分の部分ですが、今後につきましては後期高齢者世代の増加、少子化対策や子育て支援により扶助費が加速度的に増大していくものと思われます。また、公共施設整備の老朽化も進んでおり、大型維持補修事業による長寿命化対策への財源確保も大きな課題であります。加えて、災害等への備えも不可欠であり、ますます財政需要を拡大していくものと予想されます。そのため、重要な自主財源である町税等の徴収努力はもちろんのこと、ふるさと納税による自主財源確保も有効な手段であり、町の特色を生かした返礼品の開発に努めてもらいたいと思っております。

今後の予算編成に当たっては、事業の優先順位や費用に対する便益を精査するとともに的確な見積りを行い、なお一層の工夫と取組により、効率的かつ効果的な財政運営に努め、町民の福祉向上と町政の発展に向けて、全職員一丸となって取り組まれるよう期待するものであります。

続きまして、特別会計を御報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計ですが、55枚目、50ページ右のほう、結びを御覧ください。国民健康保険加入世帯数は、前年度と比較して120世帯減少し、被保険者数も246人減となっております。

歳入では、前年度と比較して国民健康保険税が1,319万8,000円増、繰入金が418万9,000円増となったものの、県支出金が1億6,722万9,000円減となり、全体では1億2,166万2,000円の減となりました。歳出では、保険給付費が1億4,425万7,000円の減、基金積立金が7,130万7,000円の増となり、全体では8,481万6,000円の減となりました。国民健康保険基金は、令和6年3月末現在で5億3,359万7,000円積み立てられ、前年度と比較して1,138万1,000円増となっており、財政状態は安定しております。

また、令和5年度までの保険税の滞納累計額は4,092万8,000円と年々減少しており、徴収努力の効果が見受けられます。

今後、被保険者の高齢化がさらに進展し、医療の高度化も進み、医療費の増嵩が避けられませんが、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題であり、その安定化のために疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率向上や健康づくりの啓発による疾病予防に向けて、なお一層取り組まれるとともに、基金の運用による被保険者の負担の平準化にも配慮すべきと思料されます。また併せて、引き続き税の収納率向上対策に努めていただきたいと思います。

続きまして、後期高齢者医療特別会計です。57枚目、52ページを御覧ください。右下のほう、結びですが、決算状況は歳入歳出ともに安定しており、今後とも状況と保険制度の推移を注視しながら運営されることを要望いたします。

続きまして、介護認定審査会特別会計ですけれども、59枚目、右下、結びですけれども、令和5年度の要介護・要支援の申請件数は644件で、対前年マイナス133件となっておりますけれども、これは更新期間が延びたために、このような結果となったものです。

次に、介護保険特別会計ですが、62枚目、57ページ左下の結びですが、第8期介護保険事業計画最終年に当たる令和5年度の決算は、実質収支1億236万円の黒字となっております。真に赤字か黒字かを判断する実質単年度収支も3,558万3,000円の黒字となり、介護保険事業計画に基づき適正に運営されているものと思料されます。なお、令和6年3月末現在の基金残高は4億1,550万6,000円であり、財源は確保され安定した運営となっており、支障はないものと思料されます。

今年度の保険給付費は0.5%の減少となり、今後とも高齢化は進捗し、保険給付費の上昇は避けられないと推測されますが、介護保険の諸事業に積極的に取り組むとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように円滑な運営を図っていくよう望むものであります。

続きまして、64枚目、59ページですが、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計ですが、施設運営は適正に行われており、順当で安定した運営となっております。

66枚目、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計ですが、令和5年度は1件の申立てがありましたが、棄却されました。

続きまして、別ファイルになるんですが、令和5年度水道事業会計決算審査意見書。よろしいでしょうか。4枚目を御覧ください。2ページですけれども、これの左のほう、第1表ですが、ちょっと小さいので大きくしていただくと。令和5年度の給水戸数ですが、上から5段目くらいですかね。給水戸数が9,215戸で、対前年マイナス1戸となっておりますが、企業活動の活性化による大口給水先の使用水量増により、年間総配水量、年間総有収水量共に増加しております。

10枚目を御覧ください。損益計算書ですけれども、経営成績につきましては総収益が4億3,362万1,000円で、対前年253万1,000円、0.59%の増加、総費用

のほうも4億3,004万6,000円、対前年14万1,000円、0.03%の増加となったことから、当期純利益は357万5,000円で、対前年238万9,000円、201.67%の増加となっております。

右隣の11枚目の第9表ですけれども、経営状況の財務分析の推移ということですが、財務分析でも、総収支比率、経常収支比率はともに経営指標を下回ってはいるものの、望ましいとされる100は超えております。また、営業収支比率は経営指標を上回っていることから、比較的良好な経営状況となっております。

続きまして、14枚目、12ページですが貸借対照表、まず、資産の部ですけれども、財政状況につきましては、資産の部で固定資産、流動資産共に増加しており、資産合計は43億6,314万8,000円、対前年1億1,365万7,000円、2.7%の増加となっております。

右隣ですが、貸借対照表の負債の部では、固定負債は減少したものの、流動負債、それから繰延収益共に増加しており、負債合計は24億6,898万6,000円で、対前年1億1,008万2,000円、4.7%の増加となっております。

16枚目、貸借対照表の資本金の部ですが、資本金は16億2,414万6,000円で、対前年3,259万5,000円、2.0%の増加。剰余金が2億7,001万5,000円で、対前年マイナスの2,902万円、マイナスの9.7%となっております。資本合計では18億9,416万1,000円で、対前年357万5,000円、0.2%の増加となりました。

25枚目、右のほうの(2)総括ですが、今後、給水収益の大幅な増加が見込めない中で、令和5年度の企業債元利償還額が2億1,646万6,000円で、給水収益の56.7%と経営指標を大きく上回っており、経営を圧迫する要因として懸念されます。今後、償還額は減少していくため、経営指標は改善傾向にあると思われますが、経営指標との比較を行いながら、今後の動向を注意していく必要があります。今後の事業経営に当たっては、さらに徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえ、事業の効率化に向けた取組で、安心、安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

続きまして、別ファイルの令和5年度高鍋町下水道事業会計。下水道事業につきましては、令和5年度が公営企業会計初年度となります。7枚目を御覧ください。ページ数で言えば5ページですが、8と9、右のほう、8表、9表ですが、総収益対総費用のほうですけれども、総収益3億4,646万2,000円に對しまして総費用は3億2,377万4,000円であり、純利益は2,268万8,000円となっておりますが、下の9表のほう、これを営業損益で見えますと、営業収益が1億176万5,000円に對し、営業費用が2億9,201万3,000円であり、営業損失は1億9,024万8,000円となっております。

最後のページですが、17枚目、結びの中段辺りですけれども、右側のほう、公営企業

はというところですが、公営企業は事業の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、適正な費用負担区分を前提として一般会計から資金を繰り入れることが認められており、一般会計のほうから2億629万7,000円が繰り入れられております。これらは受益と負担の公平性の観点から慎重に取り扱われるべきものであり、使用料収入の確保等を的確に把握し、使用料単価と汚水処理原価の差額縮減に努めていただくようお願いいたします。

飛びまして、下のほうですが、本町の人口はというところですね。本町の人口は、今後とも減少傾向にあります。人口減少に伴う使用料収入の減少が予測されますが、管渠やポンプ施設等の老朽化の進行に伴う更新投資や防災減災を目的とした施設改修に係る費用も見込まれるなど、経営環境は厳しい状況になると思われます。そのような中で、公共下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、衛生的で快適な生活環境を維持し、水質保全を図っていくためには経営健全化が不可欠であることから、引き続き収益の確保や費用の抑制の取組を推進し、経営改善につなげられるよう要望いたします。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時34分散会
